

平成19年第3回訓子府町議会臨時会会議録

議事日程

平成19年11月22日(木曜日) 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(2名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第54号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第51号 平成19年度訓子府町一般会計補正予算(第5号)について
- 第6 議案第52号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第53号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について

出席議員（ 9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（ 0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開会の宣言

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから、平成19年第3回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

議会運営委員長の報告

議長（橋本憲治君） 工藤議会運営委員長から、本日の議会運営について報告を願います。

議会運営委員長（工藤弘喜君） 皆様、おはようございます。

それでは、議会運営委員会から本日の臨時会の議事日程等についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催しまして、平成19年第3回臨時会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に、町長から提出されている議案は5件でございます。

行政報告につきましては、今臨時会はありませんが、町長から臨時会招集にあたって挨拶があります。

会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでございます。

なお、会期の決定の後、訓子府町議会運営基準によりまして、11月14日に逝去されました故松浦啓博議員のご冥福を祈り、黙とうと追悼演説を行います。

以上のとおり決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

また最後になりますけれども、今臨時会閉会后、この場所におきまして、全員協議会を開催することになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（橋本憲治君） ご苦労様でした。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 本日の出欠を報告いたします。本日は全議員の出席であります。

白崎教育委員会委員長、鳥山農業委員会会長から欠席の報告がありました。

さらに、佐藤福祉保健課長、中山町民課長から欠席をする旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が5件であります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、4番、河端芳恵君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

黙とう・追悼演説

議長（橋本憲治君） ここで、11月14日に死去されました故松浦啓博議員のご冥福を祈り黙とうを捧げますので、皆さんご起立をお願いしたいと思います。

それでは黙とうを始めます。……黙とう終わります。（20秒間の黙とう）

ご着席ください。

引き続きまして、追悼演説を行います。

同僚議員の代表といたしまして、山本朝英君が行います。

山本朝英君。

8番（山本朝英君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、故松浦啓博議員に対してこの場を借りて追悼の言葉を述べさせていただきます。

本日ここに、平成19年第3回臨時会が開催されるにあたり、議員各位のお許しをいただきましたので、故松浦啓博議員の人柄を偲び、また、議会人として、町政の進展に尽くされた数々のご功績を称え、町議会を代表いたしまして、謹んで追悼の言葉を申し述べさせていただきます。

去る11月14日の平成18年度決算審査特別委員会の第3日目の日、松浦議員がご逝去されたとの電話がありました。全員が呆然として、声も出ませんでした。先週、議会事務局の職員が松浦さん宅を訪れました。お父さんから「今月中には退院ができそうだ」という大変嬉しい言葉をいただいて帰って来ました。そういう報告を受けたばかりなのに、あまりにも突然のことで、この衝撃と驚きに、我が耳を疑わざるを得なかったのであります。議員全員も同じ思いであったと思っております。本当に悲しく残念でなりません。

奥様を始め、ご遺族の皆様のご心中を拝察申し上げ、ただただ衷心より哀悼の意を捧げるものであります。

松浦議員は、数年前から北見市の小林病院にて年に一度検査入院をしておりました。それでも元気で議員活動をしておりましたが、8月から旭川厚生病院に長期入院され、本格

的に治療を始めたところでございます。8月31日に、橋本議長をはじめ、小林副議長と私と、それから議会事務局長と4人で議員に励まし、そして元気づけようというようなことで旭川に伺ったときに、「非常に体調がいいので、10月中には退院できると思う」と、病院内の喫茶店で時間を忘れて話したことがあります。私が直接会って、松浦議員と話したのはそれが最後でございました。

この特別委員会を終えたら、もう一度旭川へ元気づけに行こうと。そういう打ち合せもしていた矢先のことでした。この訃報は今でも信じられません。

松浦議員は、昭和17年5月12日に、松浦このむ氏・トシ様の長男として、現在地の訓子府町清住でお生まれになっております。中学校を卒業後は野幌の酪農学院に進学され、卒業をされております。昭和39年4月にご両親とともに農業に従事され、当初は酪農を重点においた農業を行っていましたが、時代の流れとともに周囲が玉ねぎ・野菜・花などの作付けに変わってきたということから、45年間にわたる酪農に終止符を打ち、玉ねぎやメロン、そして野菜などの高度な技術を要する作物に心血を注いで参ったのであります。

その間、青年部活動をはじめ、農協青年部長や玉葱振興会会長などを経て、長年にわたり農協の理事として活躍をされておりました。平成11年4月、地域における農業振興に果たした役割は極めて大きく、その献身的な努力は農業関係者の厚い信望を集めたことから周囲に推され、町議会議員に立候補されました。見事初当選を果たされ、以来現在に至るまで三度の当選をされました。町政に参画され、議案審議におきましても、一貫して彼は信じるところ自説を曲げないというのが松浦議員の信条であったと私は思います。

議会内においては、初当選後の平成11年5月に産業建設常任委員会副委員長、平成15年には議会運営委員会副委員長と活躍をされ現在に至っております。訓子府の発展に尽くされた彼の功績は偉大でございます。

特に、ご存知のように自らが決めた議員定数16名をそのまま行こうという議論の中で、思い出深いことがあります。議会が真っ二つに割れ、国の情勢、交付税、町財政がますます厳しくなったということから、議員の特権であります定数の決定においては、唯一そのことがあるわけでございますけれども、「議題と諸般の事情等々を考えたときに自分たちで決めたいけれども、情勢が変わった」と、「職員より先に自ら一度決めたいけれども、何とかこれを2つぐらい削減したい」というようなことから議員提案をすることになりました。その際に、前段申し上げましたように、「自分たちで決めて自分たちが破ることは何事だ」という壮絶な議論がございました。その中であっても、松浦議員は「時代が変わった。情勢が変わった。ぜひやるべきだ」というようなことで同調をしていただき、定数削減、2つに分かれた中でも議会の中で賛成討論、堂々と援護をしていただきました。このことで成立はしましたけれども、そういったすばらしいものを持ち合わせていた松浦議員でした。このことは生涯私も忘れることができません。

松浦議員、あなたは海釣りなどアウトドアの趣味を持っており、よく釣りの話を彼はしておりました。議会事務局あるいは議員の仲間にもそのような話をしておりました。私はたまたま松浦議員とは同期でございまして、しかも同じ農業を営んでいるというようなことがございました。意気が投合したというようなことがあるかもしれませんけれども、「我々の職場を考えると、男が家を出るということは非常に家庭に迷惑をかける、負担を

かける」ということは、彼も常に口にしておりましてし、そのことについて議員は「常に妻に苦勞をかけているんだ」というお話も聞いておりました。あなたは、ここ数年は奥さんと一緒に元農業委員の夫婦同伴旅行に出かけるなどをしておりました。今年もその旅行に参加2人ですという申し込みをしたそうでございます。きっと本人も奥さんも、このことは楽しみにしていたことでしょう。

さらに、時々私のところに来ると、かわいいお孫さんの成長の早さなど目を細めて話しておりました。さらに、カナダに留学をしていた息子さんのことなど、「カナダはどんな国だろうな、あまりカナダのことを話すものですからいろいろ聞きましたら息子さんのフィアンセがカナダ人なのだというようなことで、「一度は行ってみたい」という考えを持っていたことだろうと思います。おそらく彼のことで、奥さんと共々カナダの旅行の計画もあったかと思えます。

私は今こうして演壇に立ち、在りし日の松浦さんを偲び、私の胸中に去来する思い出は数限りなく、言葉の一つひとつ言い表すことは、到底不可能でございます。

思い出は尽きないのでありますが、今や故人となられたことは事実であり、あなたの功績に対して、今臨時会において、「黙とう」と「追悼演説」をもってお送りすることを全会一致で決定いたしました。これがせめてもの私どもの「志」でありご理解をいただきたい。

私たち議員は、あなたの期待に応えるよう約束をいたします。

私たち議員一同、松浦さんの遺志を守り、訓子府町のさらなる発展と住民福祉の向上のために、さらに努力を続けることをここに固く誓いをし、謹んで追悼の言葉といたします。

平成19年11月22日、訓子府町議会議員、山本朝英。

議長（橋本憲治君） 以上をもちまして、追悼演説を終了いたします。

町長の挨拶

議長（橋本憲治君） ここで本臨時会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございまずので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、第3回臨時町議会招集にあたりましてのご挨拶をさせていただきます。

本日は、第3回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、あらためて厚くお礼を申し上げます。

ただいま、この議場に故松浦啓博議員の奥様でございます伶子夫人、そしてご長男の靖さん、ご二男の禎治さん、お父様のこのむさんをお迎えをいたしまして、共々にご出席された議員並びに説明員・事務局職員を含めて、故松浦啓博議員への追悼の意を込めまして黙とうを捧げたところでございますけれども、それにいたしましても、松浦啓博議員の突然の訃報に接して早いもので1週間が過ぎ去りました。ただただ驚愕し、悲嘆にくれているところでございます。議員席の机に置かれました美しい花を見る度に万感胸に込み上げてくるものがございます。

過日の葬儀のときにも、私は弔辞で申し上げましたけれども、8月に1人で松浦啓博議員の見舞いをさせていただきました。その際に、松浦議員は非常に長雨と集中豪雨、さら

に降雹のことをとても気にいたしておりました。「町長、どうも南部の畑総の火山灰の粒子が細かいのではないのか」と、「清住の農家の降雹の被害は大きいんだよな、何とかしなければならんぞな、町長」というお話をしみじみと語ってくれたことを昨日のように思い出されます。

私は、19日の自由民主党政調会におきまして、14項目の要望を武部勤代議員をはじめ、自由民主党道議会議員の皆様にご要請をさせていただきました。その一つに、路地野菜共済の制度改正について私は述べさせていただきました。詳しくは申し上げませんが、「雹被害に限定した掛金率の設定等、玉ねぎ農家が共済に入りやすいようなシステムをぜひつくっていただきたい」ということを申し上げまして、それは取りも直さず病床にて笑顔で私にこの6月22日以来の降雹のときの被害を憂いた松浦議員の思いを真摯に受け止めて、私なりの立場で政治の舞台に議員の声を反映をさせていただいたものでございます。

故人は、年齢的にも65歳と大変お若く、これから本町議会の中心となって町政のけん引役として、私どもへのご指導とご助言を賜ることをご期待申し上げていただけに、突然のご逝去には痛恨の極みでありますし、ただただ困惑するばかりでございます。

しかし、私たちはいつまでも悲しんでばかりはいられません。松浦啓博議員の遺徳を偲びつつも、生前私どもにお示しされたわが町の発展に対する情熱と、とりわけ農業に寄せる思いを受け継ぎ、確かな町政を町民の皆様とともに推進することをここにあらためてお約束し、故松浦啓博議員のご冥福を心からお祈りし、ご遺族の皆様のご健勝を祈念する次第でございます。

さて、本臨時議会に提案しています議案は、平成19年度の人事院勧告に基づく「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、また、これに関連する「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」をそれぞれ制定するために提案させていただいております。

次に、各会計の補正予算案についてでございますけれども、先に申し上げました条例改正に伴う議員、特別職及び職員の人件費の追加補正と4月以降の職員の人事異動や退職に伴う人件費の整理を中心とした補正予算を、また、このほかに一般会計では、本年度消防庁舎耐震診断業務に伴う国庫補助金予算措置の目処が付く見込みでございますので、委託料280万円の補正を合わせて提案させていただいております。

一般会計につきましては、総額で3,297万6,000円の減額補正を、下水道事業特別会計につきましては、総額58万1,000円の減額補正を、水道事業会計につきましては、総額108万4,000円の減額補正を、それぞれ提案させていただいております。

詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申しまして、本臨時町議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議長（橋本憲治君） ここで午前10時40分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

議案第55号、議案第54号、議案第51号、議案第52号、議案第53号

議長（橋本憲治君） この際、日程第3、議案第55号、日程第4、議案第54号、日程第5、議案第51号、日程第6、議案第52号、日程第7、議案第53号は、関連する議案でありますので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。議案第55号から順次説明を願います。

総務課業務監。

総務課業務監（八鍬光邦君） 議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。議案第55号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

説明に入ります前に、簡単に平成19年度の人事院勧告の改正ポイント、関係する3点についてご説明させていただきます。

まず1点目は、民間給与との格差0.35%、額にしまして1,352円になりますが、その差を埋めるために初任給を中心に、若年層に限定した俸給月額を引き上げる措置でございます。これは中高年齢層の改正はなく据え置きとなります。

それから2点目として、民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮し、子ども等にかかる扶養手当の月額を500円引き上げる措置でございます。

それから3点目といたしまして、民間の支給実績、支給割合と言いますか、その比較から期末勤勉手当の支給率を年間で0.05ヵ月分引き上げる措置の3点となっております。

一番下の説明にありますように、国に準じた町職員の給与改定をするため、職員の給与に関する条例を改正しようとするものでございます。

それでは、記以下についてご説明を申し上げます。

記、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

まず、条例第8条第3項のこれは扶養手当の改正でございます。改正内容としましては、子ども等に関わります扶養手当の月額を現行「6,000円」から500円増額して、「6,500円」に改めるものでございます。

それから改正前につきましては、「職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については、6,500円、」を支給するという規定がございましたが、この部分の条文を削除しまして、一律6,500円を支給するというものでございます。

次に、条例第16条第2項第1号のこれは勤勉手当の改正でございます。改正内容につきましては、6月と12月にそれぞれ支給する勤勉手当の支給率を現行の「100分の72.5」から「100分の75」に、100分の2.5ずつ引き上げる改正でございます。

次に、別表第1を改正するものでございますが、これは給料表であります。改正後の給料表につきましては、議案書の21ページから23ページまでの別表第1のとおりでございますが、参考資料として別にお配りしております両面刷りの給料表の比較をした表を

覧いただきたいと思ひます。これの改正部分につきましては、網掛けをしてありますが、1級では1号俸から68号俸まで、2級では1号俸から36号俸まで、3級では1号俸から16号俸までのみの改正でありまして、最高で2,000円、最低で200円の引き上げとなっております。それ以外の号俸及び4級から6級までについての改正についての改正はございません。

次に、議案書の20ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則1の施行期日であります、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成19年4月1日から適用するものでございます。なお、ただし書きがありますが、改正後の第16条第2項第1号の規定につきましては、これは勤勉手当の支給率を100分の2.5引き上げるものですが、これは平成19年12月1日から施行するものでございます。

次に、附則2の平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置であります、平成19年12月に支給する勤勉手当については、第16条第2項第1号で改正されます支給率「100分の75」というものを「100分の77.5」と読み替えて運用するものでございます。これによりまして、本年度分に限りまして12月の勤勉手当支給日に6月分の増加分も合わせて支給できるようにするものでございます。

以上、議案第55号の提案内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書の19ページをお開きいただきたいと思ひます。議案第54号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第54号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

この度の改正につきましては、一番下の説明にありますように、一般職員の給与改定等に伴いまして、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正しようとするものであります。

それでは、記以下についてご説明を申し上げます。

記、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項のこれは期末手当の改正でございます。改正の内容につきましては、6月と12月に支給する期末手当の支給率を現行6月の「100分の212.5」から「100分の215」に、現行12月の「100分の232.5」を「100分の235」に、それぞれ100分の2.5ずつ引き上げる改正をするものでございます。これは職員の勤勉手当の引き上げに伴いまして、期末手当の支給率を職員の勤勉手当と同率を引き上げるものでありまして、これによりまして年間の期末手当の支給率は現行4.45ヵ月分から4.50ヵ月分になるものでございます。

次に、附則でございます。

附則1の施行期日であります、この条例は、平成19年12月1日から施行するもの

でございます。

次に、附則２の平成１９年１２月に支給する期末手当に関する特例措置であります。平成１９年１２月に支給する期末手当について、第５条第２項で改正される支給率これは１２月分の「１００分の２３５」を「１００分の２３７．５」と読み替えて運用するものでございます。これによりまして、本年度分に限り１２月の期末手当支給日に６月分の増加分も合わせて支給できるようにするものでございます。

次に、附則３の町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正。

それから、附則４の平成１９年１２月に支給する期末手当に関する特例措置についてであります。これはこの条例改正の中で、同じ改正内容であることから同時に町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

附則３につきましては、第３条第２項に規定されている期末手当の支給率を「１００分の２１２．５」から「１００分の２１５」に、「１００分の２３２．５」から「１００分の２３５」に、それぞれ１００分の２．５ずつ引き上げる改正をするものでございます。これによりまして、年間の期末手当の支給率は現行４．４５ヵ月分から４．５０ヵ月となるものでございます。

また、附則４の平成１９年１２月に支給する期末手当に関する特例措置であります。平成１９年１２月に支給する期末手当については、第３条第２項で改正される支給率「１００分の２３５」を「１００分の２３７．５」と読み替えて運用するものでございます。これも議員と同じように本年度分に限り、１２月の期末手当支給日に６月分の増加分も合わせて支給できるようにするものでございます。

以上、議案第５４号の提案内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第５１号 平成１９年度訓子府町一般会計補正予算（第５号）の説明を申し上げます。議案書の１ページでございます。

今回の補正は、第１条にありますように、３，２９７万６，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ４１億６，０８６万５，０００円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第１表、歳入歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、３ページ以降の事項別明細書によりその内容を説明させていただきます。

それでは３ページの歳入の事項別明細書をご覧いただきたいと存じます。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

職員給与費については、６ページの給与費明細書で説明をいたしますのでご覧をいただきたいというふうに思いますが、１の特別職の一番上の欄が町長、副町長、教育長にかかる補正後の予算額でございます。給料につきましては、町長給料を５０万円に減額したことと、副町長を当面置かないことにしたことによりまして、補正後の予算額は比較の欄に記載のとおり、９８５万円減の１，２７７万円というふうになってございます。これと同様に期末手当、寒冷地手当、さらには共済費についてそれぞれ減となってございます。

なお、期末手当につきましては、議員と同様に年間０．０５月分を増額して計算してご

ざいます。

町長等の給与費及び共済の合計額で申しますと、比較の長等の合計欄にございますように、1,664万4,000円が減額補正になるものでございます。

続きまして、その下の2の一般職でございますが、一般職につきましては、給与改定分と職員の退職や人事異動等の増減を整理して補正してございます。給料で833万円、職員手当全体で272万2,000円、共済費で191万3,000円をそれぞれ減額し、合わせて1,296万5,000円が減額補正となっております。

手当ごとの増減内訳は、下の表のとおりでございますので、これについてはご覧をいただくこととし、7ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細の表をご覧いただきたいというふうに思います。表の中央に増減事由別内訳の金額が記載されておりますが、今回の補正予算のうち、給与改定に伴う増加額としましては、給料が29万2,000円となっております。職員手当が200万8,000円というふうになってございます。内訳としましては、扶養手当が22万2,000円、期末手当が20万1,000円、勤勉手当が158万5,000円となっております。

また、この給与費明細書には記載してございませんが、退職手当組合負担金として481万5,000円、そして、市町村職員福祉協会負担金として3万4,000円がそれぞれ減額になってございます。これについては、事項別明細書のほうにも載っております。これにつきましても、退職や人事異動等による減が大きく影響しているものでございます。

7ページの一番上に、補正後の人件費総額について記載をしておりますが、本年度の議員や各種委員を含む人件費総額で申しますと8億2,881万8,000円というのが人件費の総額となっております。

また、この給与費明細書につきましては、地方自治法施行規則により書式が定められておりまして、これに沿ってまとめた人件費の説明資料でございますが、他の項目につきましてはご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、総額3,297万6,000円を減額する補正予算の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案第52号について説明いたしますので、議案書10ページをお開きください。

議案第52号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ58万1,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,121万9,000円とするものであります。

次に、11ページは款項ごと、それぞれ補正額を記載しておりますのでご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては12ページ以降の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

はじめに、12ページの歳入から説明させていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成19年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 議案第53号について説明いたしますので、議案書14ページをお開きください。

議案第53号 平成19年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で、収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するもので、収入では営業外収益で112万1,000円を減額し、水道事業収益の総額を1億9,554万8,000円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で108万4,000円を減額し、水道事業費の総額を2億1,309万2,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めておりますが、規定予定額3,654万1,000円を108万4,000円減額し、総額3,545万7,000円にするものであります。

次に、第4条では、予算第8条に定めた他会計からの補助金の規定予定額4,684万1,000円を4,572万円に改めるものであります。

15ページの説明につきましては、一般会計の事項別明細に相当するものであります。

（以下、事項別明細書説明、記載省略）

次に、16ページは資金計画の一覧表であります。後ほどご覧いただくことといたしまして説明は省略させていただきます。

以上が、平成19年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第55号、議案第54号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第55号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

3番、上原豊茂君。

3番（上原豊茂君） 今回の人事院勧告によって、給与の変更という提案がございました。

まず、国全体として見れば非常に経済的な動きがあるという状況かと思えますけれども、北海道、少なくとも当地においては疲弊したままという状況の中で、非常に一般町民の感情としては理解しにくいものかというふうに私も感じております。

しかしながら、訓子府町においては人事院勧告を受けて、その都度それに沿った給与の変更を行ってきたという認識に立てば、今ここでこの問題について拒否するということにもならないのかという認識を持つところでありましてけれども、しかし、いずれにしても、こういう財政難の中で町民の理解を得ているという観点で発言させていただければ、この状況を受けて町長が将来に向かってどういう姿勢を思っていくのかと。財政に対する基本的な考え方、人件費に対する考え方、そういうものを明確に打ち出すということが大切かと思えます。そういう意味で、これらの人事院勧告を受けて、今給与改定の提案をされました。将来に向かって、人件費、財政状況を踏まえた人件費も含めた基本的な姿勢という

ものをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 上原議員から本町の町政の歴史的にも、国家公務員の人事院勧告を受けて、それを実施していくという基本的な考え方は遵守しながらも、町民の感情として給与を人事院勧告、とりわけ人件費についてのこのままで良いのかと。さらには、今後のこうしたことに対する考え方をお聞きしたいというご質問がございました。

私自身も全く上原議員と同感でございまして、第一は先般議員協議会においても説明をさせていただきましてとおり、財政は極めて厳しい状況であるということは申すまでもございませぬ。少なくとも、平成20年度以降の予算編成において、基金からの繰入金2億円を、歳入と歳出を少なくとも何とか同額にしていけるような努力をしていかなければならない状況であるということは、何度もお話をさせていただいたとおりでございます。その段にあたっては、立場の弱い臨時職員やそうした人たちの人件費については、現状では私は下げるという考え方は持ってはいませぬ。さらに、ご理解をいただかなければならないのは、過去の議会においても、町政運営においても、職員の人件費等については議会の議決を経て今日に至っているということもご理解をいただきながら職員の人件費を、金がないから人件費を切るのは当たり前だという議論ではなくて、あらためて財政の正常な運営のために予算全体の中での人件費のありようを皆様とともに深めていきたという考え方でございます。歳入の2分の1を占める普通交付税が、平成11年度比でいきますと、およそ25%の減額になってございませぬし、平成15年度対比で先般お示しした議員協議会における財政推計でもおよそ15%の削減がなされてきている、入りが少なくなってきている。同じように従来も議員各位、そして職員の人件費については、様々なご努力の中で欠員補充あるいは昇給停止等々を含めて、普通交付税削減比率と同等以上の削減を今日まで努力をしているところでございませぬ。しかし、上原議員のご指摘のとおり、このままではさらに理解をいただけないだろうということを含めて、あらためて新年度予算編成にあたってのその場でご議論を、あるいはあらためて提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほか質疑ございませぬか。

5番、工藤弘喜君。

5番（工藤弘喜君） それでは、今この議案第55号の件に関して、若干2点ほどちょっと質問をしたいのですけれども、町長のお考えを聞きたいのですけれども、一つは今上原議員のほうからも質問がありましたように、一つはこの背景には町民感情というものがあるのではないかと、無視できないのではないかとという議論が当然出てきます。ただ、この人事院勧告、この今回提案されています議案の中で出ていますその人事院勧告の実施の問題につきましては、その今いわゆる今財政が、町長もおっしゃられたように大変厳しい状況になっているというのは百も承知。町民の方も、皆さんも大変な状況になっているというのは、これは言うまでもないことなのですけれども、一つはやっぱり明らかにきちっと分けて考えると言うか、対策を取らなければいけない、説明しなければいけない部分というのはあるのではないかとというふうに思います。ということは、人事院勧告というのは、そう軽いものではない。そういう軽い意味を持ついわゆる職員の給与、確かにそういうものではありますけれども、そこだけにとどまらない意味を持つものだということも、あら

ためてとらえなければいけないことはあるのではないかと思います。これは当然、町職員の皆様方の給与も、先ほどもあったように、全体的には本当に削減削減という中で、極めてべらぼうに高い給与という状況にはなっていないというのも現実ではないかと思います。ただ、それがこの地方において民間と比べてどうかという議論になると、これは町職員の方々の給与が高いから民間が安くなっているという、そういう錯覚と言うか、間違った議論では問題は解決していかないというふうに私は思っております。そういう意味から考えますと、やはりこの人事院勧告の持つ意味というのは、その地域経済なり民間のいわゆる給与水準に対しての影響力というのも、極めて大きいものがあるような気がするわけなのです。そういった点も、町長としてどういうふうにとられておられるのかということが1点です。

それともう一つ、いわゆる町の財政をこれからどうするかという問題との関わり、町民の感情とどう相まって議論していくかということなのですけれども、この点については、町長は施政方針、最初の臨時議会ありましたけれども、その中の町政執行方針と言うか、その中でもいわゆる協働のまちづくりということでありました。自立に向けての協働のまちづくり。そういう中で町職員の給与の問題だけで、今回のこの問題だけでとらえるのではなくて、やはりその財政の問題はまちづくり全体の中でどうしていかなければいけないのかという、いわゆるベースと言うのか、そういうものが非常に大切になる議論になってくるのではないかなというふうにも思っております。そういう意味からして、先ほどの上原議員とちょっと関連するかもしれませんが、そういう観点を抜きにして町職員の方々のその給与の問題を、そのみをとらえてという話にもならないのではないかなというふうに思いますので、その辺町長としてどうお考えなっているかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 日本における人事院勧告制度につきましては、釈迦に説法でございますけれども、今さら申すまでもございません。労働三法を含めとした町民の職員の国家公務員をはじめとする公務員労働に対する権利、それらに代わるものとして人事院制度が設けられておりますし、これらの給料設定においては民間も含めた国民的な状況の中で日本の賃金水準を決めていく。とりわけ公務員の給料はそのような形で他にも影響力を持っていますし、少なくとも最低のという意味も含めて勧告であるということをご自身も認識しているところでございますし、職員を挙げてそれらについては自覚しているものと認識いたしております。

さらには、2点目の職員の給与が高いか安いという議論だけではなくて、町の財政全体の中で人件費そのものを、あるいは全体のベースを決めていくというときに来ているのではないかと。そのことを抜きにして、住民と行政との協働はあり得ないと。全くその点では同感でございますので、幾度も私はお話していますように、まちづくり全体の中での人件費がいかにあるべきかという中で議論をさせていただきたい。その意味では、先般の議員協議会であらためてわかりやすい町の財政状況の現状の到達点と言いますか、状況を理解いただきたいという意味で、資料の説明をさせていただいたところでございます。まだほかに、管内の状況やどんなことになっているかということもございまして、私のほうからはただいま2点の質問に対しての答弁にさせていただきました。

議長（橋本憲治君） ご質疑、ほかございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第55号の質疑を終了いたします。

次に、議案第54号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） ご質疑がないようですので、議案第54号の質疑を終了いたします。

次に、議案第51号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 5ページをお願いいたします。

上段の消防施設整備の中で、耐震診査の予算が出ております。これはその必要性につきましては、今説明がありましたので理解できますけれども、この消防庁舎の件につきましては、平成20年度から町としての考え方が持っておられたようですけれども、この議会では突然出ましたので、その整備の必要性、それから、それなりに今後の考え方があるかと思えます。もう少し町長の考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 前段の部分でございますけれども、先ほど企画財政課長のほうからも概略説明いたしましたけれども、ただいまのこの平成20年度からやるのを今年耐震の調査をやるという部分につきましては、補助の見込みが付いたという部分で、平成20年度であれば一般財源持ち出しという部分があったのかもしれませんが、たまたま補助が付くという状況になりましたので、急きょ実質年度的には1年前倒しという形にしております。そして、今後の部分につきましては、この調査の結果を見まして、平成20年度、平成21年度にどうするこうするということまでまだ発展しておりませんけれども、調査の結果を見まして、この庁舎をどういうふうに直すかという部分は、今後の検討課題になっていこうかなと思っております。通常でいけば、この耐震診断でもし否というような形が出るとすれば、それをどういうふうに直すか、立て直すかも含めて、そういうことの検討を踏まえながら実施設計とこれから進めていくと。そして、それをどう直すかという部分も今後の課題と。それが次年度という話には今のところまだなっておりませんが、とりあえずこの調査の結果を見てからということで、先に前倒しさせていただいたものでございます。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 消防庁舎の建設につきましては、様々な要因がございますので、今後は今総務課長から申しましたように、町民の皆様の等々ともある意味ではご議論をしていかなければならない大事な問題であるというふうに考えてございます。全道的な状況から申しますと、北海道消防広域化推進計画というものが道にできまして、この5年間の間にと申しますよりは、今年度中に各市町村の意見を把握しながら北海道は、この5年間に消防広域化に向けての具体的な施策が打ち出されていくという考え方でございます。これにつきましては、今日の議会終了後にあらためてお話をさせていただきますけれども、いずれにしても、今ある消防組合等の広域化が一層国や北海道を中心にして進められてい

くという情勢を踏まえながら、現実すでに40年を経過しているであろう今の消防庁舎が耐えうるかどうかという問題がございます。当然、消防団のほうからは改造の意見も出ております。例えば、宿直等の個室化の問題や手狭になっていることや望楼の安全上の問題から含めて、改造等が必要ではないのかというこれは団を上げての声として私のところに届いておりますし、果たして建て替えるべきなのか、あるいは役場庁舎の中に消防も含めて編入させていくということの考え方に立つべきなのか、さらには現状の施設を改造するという事で生きるのかどうかと。それは広域化も含めて、消防行政全体の動きもにらみながら進めていかなければならない。しかし、そうは言いましても、現在使っている消防庁舎が地震で崩れるような状況は見過ごすことはできないということも現実でございますので、それらを含めて総務課長から申しましたように、前倒しでこの調査をいち早くさせていただきたいという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、議案第51号の質疑を終了いたします。次に、議案第52号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第52号の質疑を終了いたします。次に、議案第53号の質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第53号の質疑を終了いたします。以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては議案番号を指定してから討論を願います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第55号、議案第54号、議案第51号、議案第52号、議案第53号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。議案第55号、議案第54号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第54号、議案第51号、議案第52号、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成19年第3回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

閉会 午前11時30分

以上、平成19年第3回臨時町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員